

認可地縁団体制度の改正（不動産の保有の有無に関わらず法人格取得が可能となる見直し）

- 自治会・町内会等の活動が多様化し、地域課題の解決に向けて幅広い取組を持続的に行っている事例が広がっていることなど、第32次地方制度調査会答申を踏まえ、不動産の保有の有無に関わらず認可地縁団体制度の活用を可能とすべく、令和3年に地方自治法を改正（第11次地方分権一括法による一部改正）。

制度の概要

- 自治会・町内会等の「地縁による団体」は、いわゆる「権利能力なき社団」と考えられ、自治会等の名義で不動産登記することができなかったが、平成3年に創設された「認可地縁団体制度」により、地縁による団体が、不動産を保有（保有予定）するため、市町村長から認可を受けることによって、法人格を取得し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記することが可能となっている。

令和3年の地方自治法改正の概要（第11次地方分権一括法による地方自治法改正（R3.5.26公布、R3.11.26施行））

- 不動産等を保有せず、幅広い地域活動を行う自治会・町内会等もあり、活動実態と認可目的が必ずしも一致していないことから、不動産等の保有（保有予定）の有無に関わらず、幅広い地域活動を行う地縁による団体については、市町村長が認可することによって、法人格を取得することが可能になった。 ※従来は「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」と規定



第32次地方制度調査会答申（令和2年6月）（抜粋）

第3 公共私連携 3 共助の担い手の活動基盤の強化

（1）地縁法人制度の再構築

コミュニティ組織は、その目的や活動実態等を踏まえ、事業展開に対応して、最適な組織形態を選択し、活動を発展させていくことが期待される。多くは法人格を有しない任意団体であるものの、様々な団体との契約や連携による事業の幅の広がりを容易にするなどの観点から、法人格の取得は、持続的な活動基盤を整える上で有用な方策の1つである。（略）

こうした中で、地方自治法には、自治会・町内会等が不動産等に関する権利等を保有することを目的として法人格を取得する地縁型の法人制度として、認可地縁団体制度が設けられている。これは、社団のうち、地域の共同活動を行う地縁型組織であって、その区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができ、民主的な運営が確保されるものに対して、組織の現況を活かし、活動の制約要因にならない簡便な法人制度を用意するものである。

この制度については、民間非営利部門を社会経済システムの中に積極的に位置付けるという公益法人制度改革の趣旨や、近年、地域の住民が主体となった組織により、地域課題の解決に向けて幅広い取組を持続的に行っている事例が広がっていることを踏まえ、簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を行うための法人制度として再構築することが適当である。（略）